

米国エネルギー政策とビジネス機会の展望



国際協力銀行
ワシントン駐在員事務所
首席駐在員
平田 智之

※本寄稿は2月13日時点情報に基づくものである。

1月20日、第2次トランプ政権が発足した。トランプ大統領は、2023年前半にはAgenda47と呼ばれる公約を出し、共和党予備選の討論会にこそ参加はしなかったものの、11月の大統領選挙に向けて熱心に地方を遊説して回っていた。昨年7月の共和党大会時に発表された政策綱領にも関与したとされるが、こうした演説や公約等で一貫して常に主張していたのは、**不法移民取締りとエネルギー供給拡大の2つであった**と記憶している。これらは、政権発足初日に優先政策分野（America First Priorities）として掲げられ、同日に具体的な大統領令が出されている。

大統領令にサインする写真ドナルド・トランプ氏



出所：USA Today

政権発足前には上院にてエネルギー閣僚候補の指名公聴会が開催された。ダグ・バーガム内務省長官候補は、エネルギー支配は国家安全保障問題であるとしつつ、AI産業の成長を支え、データセンターが24時間体制で稼働するため、より多くのベースロード電力供給の支援が必要であるが、現在の連邦政府の再エネ電源へのインセンティブは、（ガスなどに対して）偏ってい

ると主張。また、気候変動問題は化石燃料の利用ではなく排出量が問題であり、その削減のためにCCUS技術が重要であると強調している。クリス・ライトエネルギー省長官候補は、天然ガス輸出だけでなく、地熱、原子力（従来型と核融合の両方）などすべてのエネルギー生産を支援する、と述べている。いずれの候補も後日スムーズに承認されている。

大統領令に戻ると、エネルギー関連については、「手ごろな価格で米国を再びエネルギー大国に（Make America Affordable and Energy Dominant Again）」として高い優先順位を付けつつ、①米国のエネルギーの解放、②国家エネルギー緊急事態の宣言、③アラスカ州の巨大な資源開発ポテンシャルの解放、④パリ協定からの離脱、の大統領令、⑤風力発電にかかわる連邦水域リース撤回等、などの覚書が発出され、エネルギー供給拡大とバイデン政権下の気候変動政策の見直しが行われている。

政権発足初日の大統領令等

①米国のエネルギー解放（大統領令）	エネルギー政策の再検討	<ul style="list-style-type: none"> 連邦の土地・海域のエネルギー探査及び生産を促進 重要鉱物の生産者/加工者の雇用確保と同盟国とのサプライチェーン強化 EV購入を事実上義務付ける補助金等の廃止 等
	大統領令、規制措置の撤回・改定	<ul style="list-style-type: none"> 国内エネルギー開発の障害となる措置を特定し、停止・修正・撤回するための行動計画策定 国内重要鉱物の探査・加工の障害となる措置を特定し、修正・撤回 等
	グリーン・ニューディールの終焉	IRA、IIJA上の資金支出を即時停止し、妥当性を検討
	LNG輸出の再開	非FTA国向LNG輸出の承認申請審査の早期再開
②国家エネルギー緊急事態宣言（大統領令）		エネルギーインフラ整備によるエネルギー供給の促進
③アラスカ州の天然資源開発促進（大統領令）		アラスカ州の天然資源（エネルギー、鉱物、木材、水産物）の開発推進と環境規制等撤廃
④国際環境協定からの脱退（大統領令）		パリ協定、気候変動枠組み条約に基づく協定からの脱退、米国のコミットメントの撤回
⑤風力発電事業の見直し（覚書）		大連帯外海域での洋上風力向けリースの撤回と陸上・洋上風力発電の包括的な評価と見直し

出所：大統領令等より筆者作成

エネルギー緊急事態宣言により、手頃な価格で信頼性の高いエネルギーの国内供給が国家安全保障・経済安全保障の基本要件とされ、その不十分性は、米国の経済、外交・安全保障にとって異常かつ特別な脅

威と見なされることとなった。この宣言においては、「エネルギー」は原油、天然ガス、液体燃料、ウラン、石炭、バイオ燃料、地熱・水力発電、重要鉱物と定義されているが、太陽光、風力は除外された。すでに各政府機関には、国内エネルギー資源、関連インフラの開発促進が指示されているが、この宣言により、トランプ政権は今後エネルギー政策について裁量をもって進めることが見込まれる。なお、エネルギーの安定供給と並び、送電網の整備の重要性がうたわれているところ、今後上下両院共和党が多数を占める議会で、長年の懸案であった送電網を含むインフラ投資にかかわる許認可改革の議論が進むことが期待される。

こうした環境下、米国は各省・政府機関を通じて、今後連邦政府所有地や水域でエネルギー探査・生産を拡大し、鉱物資源の生産・製錬をリードし、環境にかかわる規制やマンドートを撤廃することを目指していく。「ドリル・ベイビー・ドリル（石油ガスの大量生産）」公約の実行でもある。これに関連して、バイデン政権が2024年1月に実施した、エネルギー省（DOE）による非FTA締結国向けLNG輸出承認の一時停止措置を解除し、迅速な審査をDOEに指示している。これは、天然ガス法上の公共の利益の判断に関連して、非FTA国向けLNG輸出がいかなる影響を及ぼすかの分析アップデートのためバイデン政権が一時停止措置を取ったものであり、昨年末には、米国からの輸出増に伴い2050年にガス価格が31%上昇し、温室効果ガスが0.05%増加するといったスタディ結果が出された（現在パブリックコメント中）ものの、トランプ政権は全く意に介していないように見受けられる。DOEは同日に企業からの輸出申請手続きを再開すると発表している。

重要鉱物については、大統領令において、「アメリカの鉱物支配を回復する」とされ、政府・政府機関に重要鉱物に対する敵対国への依存度等を評価するとともに、国内の重要鉱物、ウラン、石炭、その他の資源の採掘と加工を促進するための権限を行使するよう指示されている。

他方、バイデン政権で推進した気候変動政策には逆風が生じている。初日の大統領令では、米国の経済的利益の優先、米国的価値観と整合しない合意からの脱退という観点から国際的な環境コミットメントにアプローチするとされており、具体的にはパリ協定からの脱退及び国連気候変動枠組み条約に基づくこれまでのコミットメントの撤回が明記されている。パリ協定上、

実際、正式に脱退できるのは1年後となるが、バイデン政権が過去任意でコミットしたものに縛られる義務はなく、実質的には脱退したとも同じ状況といえる。過去のコミットメントには、米政府機関を通じて推進（2023年には95億ドルに到達）してきた国連気候ファイナンス計画や昨年末に発表された米国の新たな排出量削減目標（2035年までに2005年比61～66% GHG排出量削減）も含まれる。ただし、すでに気候変動対策を進めてきた多くの州は、パリ協定で掲げられてきた米国のコミットメントに沿った対応を継続する可能性が高い。実際、第1次トランプ政権がパリ協定から脱退した際に、同じ志を有した州知事による米国気候同盟が立ち上げられており、今回の脱退発表後も国連に対しパリ協定上の気候変動政策を継続する意思を示した公開書簡を提出している。現在加盟している州知事が属する24州は人口の55%、GDPの60%、温室効果ガスの40%を占めており、そのインパクトは極めて大きい。彼らは合衆国憲法上の州の権利だとして一貫した主張を行っているが、個別具体的な対応を巡っては今後連邦政府との間で確執が生じることが見込まれる。

各論では、トランプ氏は大統領選挙前からずっと電気自動車（EV）と風力発電を槍玉にあげていた。EVについては、自動車に対する消費者の選択において公平な場を確保するという一方で、「EV義務化」の排除、という形に収まった。これにより、バイデン政権が掲げた2030年までのEV化50%目標が否定され、EV関連への補助金見直しが求められる。規制面でも環境保護庁（EPA）に対してEV化目標に即した排出量削減基準の見直しが命じられている。これにはカリフォルニア州が昨年末に得た2035年のガソリン車ゼロ販売を可能とするEPAの措置も含まれており、他州でも追従する動きもあることから、今後法廷闘争に持ち込まれる可能性がある。風力発電については、連邦政府所有土地リース、プロジェクトの承認、融資等の見直しが指示され、領海外大陸棚の洋上風力については当該リースが撤回されている。

さらに、大統領令では、「グリーン・ニュー・ディールの終焉」として、インフレ抑制法（IRA）とインフラ投資雇用法（IIJA）に基づく融資、グラント等すべての資金拠出の一時停止及びその政策性やプロセスに関するレビューが政府各省・政府機関に命じられている。その後、米国政府が予算管理局長や国家経済会議委員長（どちらもホワイトハウスに所属する高官）

が大統領令を踏まえた勧告に沿っていると認めるまで
 抛出再開が禁じられることになる。これにはEV充電
 施設整備や水素ハブ構想といったクリーンエネルギー
 そのものに加え、橋、道路等伝統的なインフラや連邦
 政府から州政府への一括抛出 (formula funding) も
 対象となり得、かつコミット済みのものも含まれる (ち
 なみに、バイデン政権は、政権交代前にIRAのクリー
 ンエネルギーに関するグラント (助成金) の約84%、
 967億ドルを義務付けたと発表している) ことから、
 適用範囲が広すぎると批判されている。すでに業界の
 ロビー活動を受け、地元で当該ビジネスを抱える議会
 議員や州政府は今後の道行きについてホワイトハウス
 にクラリフィケーションを求めており、ホワイトハウス
 側はこの措置は一時的なものであるとしつつ、ガイダ
 ンスを出すなど懸念払拭に努めているが、上述のプロ
 セス自体を見直す気配はない状況である。また、こう
 した大統領令に基づく措置は、行政府が議会により割
 り当てられた予算を執行することが求められる予算押
 収管理法に違反すると民主党議員は主張しているが、
 本措置はあくまで「一時停止」であることから法的な
 議論に至る状況でもないとも言われている。

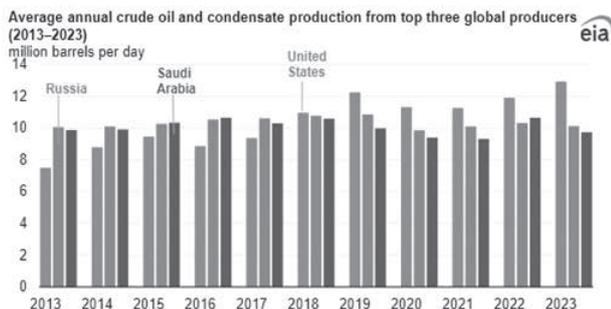
他方、税額控除を含めたIRA全体 (クリーンエネル
 ギー関連は3910億ドル規模) については、さらに大き
 なコンテキストで議論されることになる。今年のトラ
 ンプ政権の最大の経済政策課題は何といても年末
 に期限が到来するトランプ減税の延長であり、これを
 さらに10年延長するためには議会予算局試算で4.6兆
 ドルもの財源確保が必要とされる。法案を議会で通す
 場合、通常上院 (100議席) については60票賛成がな
 いと議事妨害 (フィリバスター) を防げず実質的に可
 決が難しい建付けとなっているなか、税制や予算関連
 は財政調整措置を取れば一定のプロセスを経て上院で
 も過半数で可決することが可能となっている。過去の
 トランプ減税やIRAも財政調整措置を活用して可決し
 た経緯がある。年初から開催している連邦議会第119
 期では、上院共和党は53議席であることから、トラ
 ンプ減税延長も財政調整措置を活用することになるが、
 トランプ大統領は、これに加えて、国境警備 (不法移
 民対策) 関連やインフレ抑制法関連の取り扱いを含め、
 一体法案で進める意向を示している。下院 (435議席)
 において共和党議席 (220議席から閣僚指名等で最大
 3議席空席となり補選予定) のマージンは僅少である
 なか、多様な派閥が存在する下院共和党の総意として
 1本の法案を纏められるかは針の穴を通すぐらい難し
 い仕事と言われているが、政府支出拡大を望まない財

政保守派などの意向を踏まえると、トランプ減税延長
 に必要な財源の一部をIRAの見直しにより捻出する、
 という議論の可能性は相応にあるといえよう。他方、
 IRAに基づく支援は多くの共和党州も恩恵を受けてお
 り、そうした選挙区出身の議員はIRAの存続を望むこ
 となるであろう。IRAの取り扱いを巡る議論は総枠
 と個別分野の取り扱いの間で非常に複雑なものとなる
 ことが予想される。あくまで相対的な話であるが、先
 述の文脈から、その規模が大きいEV購入促進支援
 (30D) やEV関連施設の投資 (48C) は撤回される可
 能性が相応にあると言われているほか、「グリーン・
 ニュー・ディールの終焉」の観点では、クリーンエネ
 ルギー電力投資 (48E)・製造 (45Y) についても何ら
 か影響を受ける可能性があるとの見通しが一般的と思
 われる。他方、下院共和党の状況を踏まえれば、先端
 技術 (45X)、CCS (45Q)、原子力 (45U) は残ると
 は思うものの、金額規模等で修正がないとは限らない。

気候変動政策関連については、先述の予算押収管
 理法との関係を含め、今後も政権のアクションに対し、
 訴訟等のリーガル・チャレンジが増えると思われる。
 最高裁判事は現在保守6名、リベラル3名の構成とな
 っており現政権に有利とされるが、最高裁のリソー
 スの制約から事実上多くの事案が結審するD.C.巡回区
 控訴裁判所は引き続きリベラルが優勢であるし、バイ
 デン政権時には下級の連邦裁判所において230名を超
 える判事を任命している。昨年6月末には、法律の曖
 昧な規定の解釈を行政に委ねるシェブロン法理が撤回
 され、環境規制の柔軟な発動を抑えるという意味で民
 主党に不利とされているが、トランプ政権による規制
 の撤回の権限も行政に委ねられていないと逆手に取っ
 た訴訟の可能性も今後出てくるものと思われる。

以上、政権発足初日の大統領令とその後の見通しに
 触れてきたが、今後のビジネスの展望についても取り
 上げてみたい。まず、化石エネルギー業界にとっては、
 政権のドリル・ベイビー・ドリルの方向性は後押しに
 なることは間違いない。ただ、あくまで民間企業がそ
 の事業性を踏まえて投資判断することになる。米国の
 原油生産量は2019年以降世界一であり、バイデン政権
 下でも増加傾向にあった。トランプ政権はさらなる原
 油増産により価格押し下げを期待しているようだが、
 販売価格が下落することが見込まれるなか新規あるい
 は追加生産を行う企業がどこまで現れるか、という点
 は留意する必要がある。他方、天然ガスについては、
 生産量が日量1000億立方フィートに達しているものの、

原油生産量の推移



出所：エネルギー情報局

引き続き欧州諸国の脱ロシア政策（再気化施設の増加）やアジア諸国の堅調な経済成長に伴う需要増などから、LNG輸出は2030年までに250億立方フィートまで拡大することが見込まれている。当面、7つのLNGプロジェクト（62.5MMt/y）がDOEの非FTA国向け承認再開を待つことになるが、プロジェクトによっては、連邦エネルギー規制委員会（FERC）の追加環境審査に関する承認を待つものもあり、最終的な輸出許可のタイミングはプロジェクトによって異なっている。また世界でのLNG需要の背景のひとつとして、AIやデータセンター利用による電力需要の急増に対するLNG to Powerプロジェクトへの期待があるが、エネルギー大手企業はこうした下流案件に対しCCS技術導入の可能性を探っていると聞く。こうしたなか、2月7日には日米首脳会談が開催され、その共同声明では、両首脳が双方に利のある形で、米国から日本へのLNG輸出を増加することにより、エネルギー安全保障を強化する意図が示されているが、日本のLNG需要が大きく見込まれることはないなか、調達するLNGのアジア諸国への融通も改めて効果的なアプローチではないかと感じるところである。なお、どの産業にも言えることだが、資機材の高騰や人材不足によりEPC（Engineering, Procurement, and Construction）コストは増加しており、今後スポンサーとEPCコントラクターとの関係やこうしたコスト増を踏まえた事業採算性などが今後のLNG案件の事業判断に影響を及ぼす可能性にも留意する必要がある。

次に原発について、大統領令や閣僚の発言等を踏まえると、こちらも追い風であることは間違いないだろう。日米首脳会談での共同声明においても、先進的な小型モジュール炉（SMR）及びその他の革新炉にかかわる技術の開発及び導入に関する協力の取り組みを歓迎する旨言及されている。火力発電等と比べると商業運転開始まで時間を要するものの、長期的なスパン

でのデータセンターへの電力供給のオプションとして位置づけられており、昨年もグーグルがローンチカスタマーとしてカイロス・パワー社から次世代SMR合計7基（500MW）から2030年以降の電力を購入する計画を発表している。また、最近でもテネシー川流域開発公社（TVA）が、SMR導入に向けGE Hitachi社を含む複数の企業をパートナーに選定したと報じられている。なお、連邦政府からは規制緩和や基礎研究に関する支援継続が期待されるが、それ以外の支援は全体のトランプ減税延長財源確保の議論の中で規模が削減される可能性は留意する必要がある。

なお、AIやデータセンターによる電力需要拡大や水利用増加に伴い、省エネ・冷却技術、エネルギー管理のノウハウなどが注目されている。たとえば省エネ分野では、チップ間やサーバーラック・ボード間を電気ではなく光で接続する光電融合技術が期待されており、昨年9月に米・国際半導体製造装置材料協会（SEMI）が台湾政府経済部との間でシリコンフォニクス産業連盟を創設、30社が加盟している。建屋建設でも排出量を抑えた建設材の導入が期待されているところ、こうした分野でも日本企業の技術力が活かせるのではないかと思われる。

最後に水素・アンモニアについて、製造業・輸送・発電等の脱炭素に貢献するものとして近年注目されている分野であるが、米国の水素製造コストは、技術革新や政府補助もあり低下基調にあるものの、グリーン水素の製造コストは政府補助を考慮しても2～4ドル/kgと政府目標の1ドル/kgへの到達にはハードルが高い。引き続きIIJAやIRAに基づく支援が必要な分野であり、その帰趨をフォローしていく必要がある。国内での需要面の拡大は緩慢であり、コスト低減と鶏卵のような関係ではあるが、多様な分野での需要を創出していく必要がある。バイデン政権下では2023年10月に全米で7つの水素ハブ構想及びIIJAに基づく70億ドルの資金支援を発表した。このハブ構想は地域特性を踏まえた水素用途を念頭に置いた、地産地消型のエコシステム創出を目指しており、一部のハブにはパートナーとして日本企業も参加している。政府支援の継続有無の帰趨を見定めつつ、ユニークな発想で商機を見出すことが期待される。

（筆者略歴）

2000年国際協力銀行に入行、2017年経営企画部企画課長、2020年調査部第2ユニット長、2022年6月パリ首席駐在員を経て、2023年7月に現職に至る。